

## ひなたの出会い・子育て応援運動推進会議会則（案）

（名称）

第1条 この会は、ひなたの出会い・子育て応援運動推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 推進会議は、行政、関係団体、事業所等が一体となって、社会全体で出逢いや子育てを応援する機運の醸成を図り、県民の参画による出逢い・子育て応援運動（以下「応援運動」という。）を広く展開することを目的とする。

（所掌事務）

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 応援運動の推進方針に関すること。
- （2） 応援運動の普及・啓発に関すること。
- （3） 応援運動の実践活動に関すること。
- （4） 応援運動推進のために必要な情報収集及び提供に関すること。
- （5） その他応援運動及び推進会議の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第4条 推進会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

（役員）

第5条 推進会議に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、会長が決することとする。

（部会）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

（応援運動の展開等）

第8条 応援運動の展開に当たっては、県民、関係団体、事業所等に広く参加を求めるとし、応援運動の推進方針の趣旨に賛同する団体、事業所等を会員として登録する。

（庶務）

第9条 推進会議の庶務は、宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課において処理する。

（補則）

第10条 この会則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年6月 日から施行する。

別表1 (構成)

宮崎県知事
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長
宮崎県市長会会長
宮崎県町村会会長
一般社団法人宮崎県商工会議所連合会会頭
宮崎県地域婦人連絡協議会会長
日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長
一般社団法人高等教育コンソーシアム宮崎会長
子育てネットワークみやざき事務局事務局長
特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構理事長

別表2 (役員)

会長	宮崎県知事
副会長	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長

【会則・新旧対照表】

改正前	改正後（全部改正）
<p style="text-align: center;">未来みやぎき子育て県民運動推進協議会会則</p> <p>（名称） 第1条 この会は、未来みやぎき子育て県民運動推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目的） 第2条 行政、関係団体、事業所等が一体となって、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図り、県民一人ひとりが主体的に子育て支援活動を行う県民運動（以下「県民運動」という。）を展開することを目的とする。</p> <p>（所掌事務） 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。 （1）県民運動の推進方針に関すること （2）県民運動の普及・啓発に関すること （3）県民運動の実践活動に関すること （4）県民運動推進のために必要な情報収集及び提供に関すること （5）その他協議会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>（構成） 第4条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。</p> <p>（役員及び役員会） 第5条 協議会に会長1名及び副会長4名を置く。 2 会長及び副会長は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>（役員会） 第6条 協議会の役員会は、会長が招集し議長となる。 2 役員会は、次の事項を決定する。 （1）協議会の会則の改正に関すること （2）県民運動の推進方針に関すること （3）その他協議会の運営に関する重要事項に関すること 3 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決めることとする。</p> <p>（部会） 第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。</p>	<p style="text-align: center;">ひなたの出逢い・子育て応援運動推進会議会則（案）</p> <p>（名称） 第1条 この会は、ひなたの出逢い・子育て応援運動推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。</p> <p>（目的） 第2条 推進会議は、行政、関係団体、事業所等が一体となって、社会全体で出逢いや子育てを応援する機運の醸成を図り、県民の参画による出逢い・子育て応援運動（以下「応援運動」という。）を広く展開することを目的とする。</p> <p>（所掌事務） 第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。 （1）応援運動の推進方針に関すること。 （2）応援運動の普及・啓発に関すること。 （3）応援運動の実践活動に関すること。 （4）応援運動推進のために必要な情報収集及び提供に関すること。 （5）その他応援運動及び推進会議の目的を達成するために必要な事項</p> <p>（構成） 第4条 推進会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。</p> <p>（役員） 第5条 推進会議に会長1名及び副会長1名を置く。 2 会長及び副会長は、別表2に掲げる者をもって充てる。 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>（会議） 第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。 2 会議の議長は会長をもって充てる。 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、会長が決することとする。</p> <p>（部会） 第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。</p>

(県民運動の展開等)

第8条 県民運動の内容及び展開方法等については、市町村において設置される推進協議会と連携を図るものとする。

2 県民運動の展開に当たっては、県民や企業、関係団体等に広く参加を求めることとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課において処理する。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成23年8月28日から施行する。

2 協議会設立当初の役員の任期は、第6条の規定に関わらず、設立の日から平25年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和元年9月4日から施行する。

【別表】

未来みやざき子育て県民運動推進協議会役員一覧

役員名	役職名
会長	宮崎県知事
副会長	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長
	宮崎県地域婦人連絡協議会会長
	宮崎県市長会会長
	宮崎県町村会会長

(応援運動の展開等)

第8条 応援運動の展開に当たっては、県民、関係団体、事業所等に広く参加を求めるとし、応援運動の推進方針の趣旨に賛同する団体、事業所等を会員として登録する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課において処理する。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年6月 日から施行する。

別表1 (構成)

宮崎県知事
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長
宮崎県市長会会長
宮崎県町村会会長
一般社団法人宮崎県商工会議所連合会会頭
宮崎県地域婦人連絡協議会会長
日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長
一般社団法人高等教育コンソーシアム宮崎会長
子育てネットワークみやざき事務局事務局長
特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構理事長

別表2 (役員)

会長	宮崎県知事
副会長	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長